２）３社により異工種建設工事共同企業体を構成する場合における構成員は、下記の施工実績を有すること。

(a)　一般土木工事を担当する構成員のうち１社は、上記１）(a)(ｱ)の施工実績を有し、他の構成員は下記(ｴ)の施工実績を有すること。

(ｴ)　堤高30m以上のコンクリートダム本体工事であること。

(b)　機械設備工事を担当する構成員のうち１社は、上記１）(b)(ｲ)及び(ｳ)の施工実績を有し、他の構成員は上記１）(b)(ｲ)又は(ｳ)の施工実績を有すること。

ただし、上記１）(b)(ｲ)及び(ｳ)は同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　各々が担当する工事における建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業または鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者は、請負契約締結後、据付着手までの期間は専任を要しないものとする。

(3)　出資比率要件　３社により異工種建設工事共同企業体を構成する場合、一般土木工事または機械設備工事を共同して施工する構成員の出資比率は、その分担する一般土木工事価額または機械設備工事価額の30%以上であるものとする。

(4)　代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されたものとする。

(5)　異工種建設工事共同企業体の協定

①　２社により異工種建設工事共同企業体を構成する場合、異工種建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」によるものとする。

②　３社により異工種建設工事共同企業体を構成する場合、異工種建設工事共同企業体の協定書は、別添特定建設工事共同企業体協定書（３社からなる共同企業体用）によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

６(1)①の認定（６(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６(1)①の認定を受けていない構成員が６(1)①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６(1)①の認定を受けていないとき又は６(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（６(1)①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　異工種建設工事共同企業体の名称は、「八ッ場ダム本体建設工事△△・□□異工種建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成26年１月８日

独立行政法人国立病院機構

嬉野医療センター院長　河部庸次郎

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　41

○第13602号（№13602）

1　調達内容

(1)　品目分類番号　71、27

(2)　導入計画物品及び数量　病院情報システム１式

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入予定時期　平成27年度第１・四半期

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　本システムは、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターにおける診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、いわゆる三局長通達に準拠した電子保存の要件を満たした電子カルテ・オーダリングシステムを想定している。その対象業務の範囲は、いわゆる電子カルテの機能として、カルテ入力、カルテ参照、処方指示、注射指示、服薬指導指示、処置指示、検査指示、放射線検査指示、放射線治療指示、リハビリ指示、食事指示、栄養指導指示、入院指示、病棟移動指示、看護指示等、そして、それらに関連する診療情報の管理を含む。さらに、部門システムとして、医事会計、自動再来受付、自動精算機、診療予約、調剤支援（調剤、薬袋作成、注射調剤等）、会計関連（財務会計、管理会計等）、看護支援（看護計画、看護記録、看護メモ等）、検査部門、放射線部門、栄養部門、リハ部門、クリティカルパス、手術室管理、病診連携、ＤＰＣへの対応を含む診療情報管理等の業務全般にわたり統合的に管理、参照、運営が行えるマルチベンダー指向のシステムであること。

②　本システムは、患者基本情報、診療情報、画像情報、生体モニターなど円滑に交換、共有でき、そのために必要な国際的な標準規格（最新のＤＩＣＯＭ、ＨＬ７等）、標準コード（最新のＩＣＤ等）に準拠した通信規格、データ形式を提供できること。

③　本システムは、業務用データベースとは独立した、患者の臨床データ、情報を長期的総合的に蓄積管理できる機能を有すること。

④　本システムは、要求機能を達成するために十分なデータ処理機器、端末、ネットワークを保有すること。

⑤　本システムは、各部門で使用している医療機器及びシステムに対するインターフェイスを有すること。

⑥　本システムのうち、病院業務に不可欠なシステムは24時間、無人にて自動稼働し安全で容易に運用できること。また、システム障害対策が十分になされていること。

⑦　利用者層に応じたデータのアクセス権が設定できること。また、プライバシーの保護及びセキュリティ対策が充分なされていること。

⑧　現在稼働中の病院情報システムのデータを継続し、新システムへのスムーズな移行ができること。さらに将来的に、電子カルテ上のデータは汎用性を確保した上で次のシステムに移行できること。

⑨　本システムは、病院経営、診療業務を高度に支援するため、最新の技術、規格、法的な規定、ガイドライン等に基づくこと。また、操作性及び応答時間は十分実業務に対応できること。さらに各種データの二次利用が可能であること。